

条例の改正に伴う旧・新対照表

- 舞鶴市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例…………… 1

舞鶴市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例旧新対照表

旧			新		
別表(第2条、第5条関係)			別表(第2条、第5条関係)		
職名	報酬額	旅費等級	職名	報酬額	旅費等級
臨時補充選挙管理委員	同 10,800円	規則で定める等級	臨時補充選挙管理委員	同 10,800円	規則で定める等級
投票所の投票管理者	同 12,800円		投票所の投票管理者	同 14,500円	
投票所の投票立会人	同 10,900円		投票所の投票立会人	同 12,400円	
期日前投票所の投票管理者	同 11,300円		期日前投票所の投票管理者	同 12,800円	
期日前投票所の投票立会人	同 9,600円		期日前投票所の投票立会人	同 10,900円	
開票管理者	同 10,800円		開票管理者	同 12,200円	
開票立会人	同 8,900円		開票立会人	同 10,100円	
選挙長	同 10,800円		選挙長	同 12,200円	
選挙立会人	同 8,900円		選挙立会人	同 10,100円	
附属機関の構成員	日額22,700円以内 で規則で定める額		附属機関の構成員	日額22,700円以内 で規則で定める額	
法令等により設けられた委員	日額又は年額とし て別に規則で定め る額		法令等により設けられた委員	日額又は年額とし て別に規則で定め る額	
顧問、参与、調査員、嘱託員及び これらの者に準ずる者	日額として別に規 則で定める額		顧問、参与、調査員、嘱託員及び これらの者に準ずる者	日額として別に規 則で定める額	
備考			備考		
1 投票所の投票管理者及び投票立会人並びに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人(以下「投票管理者等」という。)が職務に従事した時間が、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項本文(同法第48条の2第6項において読み替えて準用する場合を含む。)に定める投票所の開設時間又は期日前投票所の開設時間に満たない場合においては、それぞれの報酬額に、投票管理者等が職務に従事した時間をそれぞれの開設時間で			1 投票所の投票管理者及び投票立会人並びに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人(以下「投票管理者等」という。)が職務に従事した時間が、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項本文(同法第48条の2第6項において読み替えて準用する場合を含む。)に定める投票所の開設時間又は期日前投票所の開設時間に満たない場合においては、それぞれの報酬額に、投票管理者等が職務に従事した時間をそれぞれの開設時間で		

旧	新
除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を報酬額とする。 2 開票管理者、開票立会人、選挙長及び選挙立会人が開票日からその翌日まで連続して職務に従事した場合においては、これを1日とみなして、1日分の報酬を支給するものとする。	除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を報酬額とする。 2 開票管理者、開票立会人、選挙長及び選挙立会人が開票日からその翌日まで連続して職務に従事した場合においては、これを1日とみなして、1日分の報酬を支給するものとする。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (適用区分) 2 この条例による改正後の別表投票所の投票管理者の項から選挙立会人の項までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。